

議案第74号

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月12日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年渋川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「次に」を「設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅（以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。）にあつては（ア）に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に」に改め、同項第4号イ中「次に」を「住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあつては（ア）及び（ウ）に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に」に改める。

第3条第1項第1号中「及びロ（2）」を「（i）及びロ（2）」に規定する基準（以下「モデル住宅法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに同号イ（3）及びロ（3）」に改め、同項第2号中「次に」を「仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあつてはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあつては次に」に改め、同号ア中「額、」の次に「省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及びロ（2）」に規定する基準（以下「フロア入力法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに」を加え、同号イ中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準」に改め、同項第3号ア中「額、」の次に「モデル住宅法に係る基準及び」を加え、同項第4号中「次に」を「仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあつてはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあつては次に」に改め、同号ア中「額、」の次に「フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び」を加え、同号イ中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準」に改め、同条第2項の表を

次のように改める。

第1号	省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準（以下「性能基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）（i）及びロ（2）に規定する基準（以下「モデル住宅法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに同号イ（3）及びロ（3）に規定する基準（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及びロ（2）に規定する基準（以下「フロア入力法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号イ	省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物	同表の第4欄

	<p>にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄</p>	
第4号ア	<p>性能基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄</p>	同表の第4欄
第4号ウ及び第5号	<p>消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄</p>	同表の第4欄

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消費性能向上計画認定手数料の額）</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定又は法第31条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額</p> <p>イ 住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅（以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。）にあっては（ア）に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額</u></p> <p>（ア） 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額</p> <p>（イ） 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額</p> <p>ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合</p> <p>イ（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算出した額</p> <p>（3） （略）</p> <p>（4） 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア</p>	<p>（消費性能向上計画認定手数料の額）</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定又は法第31条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額</p> <p>イ 住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>次に</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">掲げる額の合算額</p> <p>（ア） 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額</p> <p>（イ） 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額</p> <p>ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合</p> <p>イ（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算出した額</p> <p>（3） （略）</p> <p>（4） 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア</p>

(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額
イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあつては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合
イ (次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(5) (略)

2・3 (略)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2) (i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適

(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額
イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に

掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合
イ (次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(5) (略)

2・3 (略)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2) 及びロ(2)

に規定する
基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅(非住宅部分を有しないものに限る。) 次に

用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。) 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、

仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。) 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次に

掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、

仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) (略)

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2) <u>(i)</u> 及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2) <u>(ii)</u> 及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄

ウ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) (略)

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2) <u>及びロ(2)</u> に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア及びイ、第3号ア並びに第4号ア及びイ	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号イ	省令第1条第1項第1号イに規定する基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあ	同表の第4欄

第3号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号イ	省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第4号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第4号ウ及び第5号	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄

	って同表の第3欄	
第4号ウ及び第5号	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄